



埼玉県報

第 77 号
令和 2 年(2020 年)
2 月 4 日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例のあらまし（文書課）

条例

- 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（文書課）

告示

- 行政サービスアプリ OSバージョンアップ対応等業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 秦第二土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 別所沼倉庫ほか 258 施設で使用する電気（低圧電力）に関する入札公告（会計課）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道練馬所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告（水道管理課）
- 庄和浄水場浄水発生土収集運搬業務委託に関する入札公告（水道管理課）

令和2年(2020年)2月4日

- 令和元年8月25日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（選挙管理委員会）
- 令和元年10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（選挙管理委員会）

本号で公布された条例のあらまし

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（埼玉県条例第二号）（文書課）

一 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

地方自治法の一部改正に伴い、次の条例中の同法の引用部分について規定を整備

- (一) 埼玉県監査委員条例（昭和三十五年埼玉県条例第十八号）
- (二) 埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）
- (三) 埼玉県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十三号）
- (四) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年埼玉県条例第七号）
- (五) 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成二十一年埼玉県条例第七十号）

十号）

三 施行期日

令和二年四月一日

条 例

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

例

(埼玉県監査委員条例の一部改正)

第一条 埼玉県監査委員条例(昭和三十五年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二百四十三条の二第三項」を「第二百四十三条の二の二第三項」に改める。

(埼玉県病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

一 埼玉県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十二号)第七条

二 埼玉県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十三号)第十一条

三 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号)第七条

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第三条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年埼玉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
行政サービスアプリOSバージョンアップ対応等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県
さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年12月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
フェンリル株式会社 大阪府大阪市北区大深町3番1号グランフロント大阪タ
ワーB14階
- 5 契約金額
43,251,670円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告示

埼玉県告示第七十八号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | |
|----------------|----------------------------------|--------------------------------------------|--------------------|---------------|
| 調査を行った者 の名称 | 調査を行った 時期 | 成果 の調査を行った 地名 | 調査を行った 地区 | 認 証 日 |
| 東秩父村 | 平成二十八年度 平成二十九年度 平成三十年 度 | 地籍図二十八 枚 地籍簿一冊 安戸一地区(大 字安戸の一部) | 安戸一地区(大 字安戸の一部) | 令和二年一 月三十日 |

告示

埼玉県告示第七十九号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | |
|------------|----------|-------------|---------------|
| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 認定年月日 |
| 神川町 | 平成二十九年度 | 地籍図二十一枚 | 阿久原八地区（令和二年一月 |
| | 平成三十年度 | 地籍簿一冊 | 大字上阿久原・三十日 |
| | | 大字下阿久原の各一部） | |

告示

埼玉県告示第八十一号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | | | | |
|-----|----------------------------|----------|---------|-----------|------------------|
| 秩父市 | 平成二十九年度地籍図十六枚向平地区（大滝令和二年一月 | 調査を行った時期 | 調査を行った区 | 調査を行った年月日 | 調査を行った成果の調査を行った区 |
| | 平成三十年地籍簿一冊の一部） | 地名 | 地名 | 三十日 | の調査を行った区 |

告示

埼玉県告示第八十二号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 年月日 |
|------------|----------|-------------|---------|
| ときがわ町 | 平成二十九年 | 地籍図四十五枚 | 大附二地区（大 |
| | 平成三十年 | 地籍簿一冊 | 字大附の一部） |
| | | | 三十日 |
| | | | 令和二年一月 |

告 示

埼玉県告示第八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地字西谷津千三百七番一の一部、千三百七番二の一部及び千三百七番三の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

告 示

埼玉県告示第八十四号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市伊古田字九尊沢八一〇・八一の一・八一の一・八一の一の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、八一の一の三、字伊古田山八九三・八九四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八九四の二、字茗荷沢九一六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、秦第二土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を令和二年一月三十一日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和二年二月五日から令和二年三月五日まで

二 縦覧場所

熊谷市役所

告 示

埼玉県告示第八十七号

本庄市から本庄都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八十八号

本庄市から本庄都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八十九号

本庄市から本庄都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により本庄市から本庄都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

別所沼倉庫ほか258施設で使用する電気（低圧電力） 予定使用電力量
2,533,056キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和2年6月の計量日から令和3年6月の計量日の前日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

別所沼倉庫ほか258施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法

第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2244

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年3月18日（水）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年3月17日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年3月18日（水）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和2年3月18日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年3月6日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 2 月 5 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書 (案) による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity (low-tension electricity) used at Besshonuma Storage and other 258 facilities (estimated kWh: 2, 533, 056 kWh).

(2) Time - limit for tender By the electronic tender system; 9:50 a.m. March 18, 2020 By mail; 5:00 p.m. March 17, 2020 In person; 9:50 a.m. March 18, 2020

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance

Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama

Prefectural Police Headquarters,

3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken

330-8533, Telephone:048-832-0110 Ext. 2244

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">上尾市愛宕三丁目一八〇八番五地先 から同市愛宕三丁目一八一二番三 地先まで</p> | | <p style="text-align: center;">区 間</p> |
| <p style="text-align: center;">一一・四三〇一九・八六</p> | <p style="text-align: center;">一〇・五八〇一一・〇一</p> | <p style="text-align: center;">敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p style="text-align: center;">一三四・六七</p> | | <p style="text-align: center;">延長 (メートル)</p> |
| | | <p style="text-align: center;">備 考</p> |

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年二月四日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年二月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧新別 |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------|
| 所沢市大字下安松字下川原一四 一番一地从り同市大字下安松 字和田横道南一〇四五番二地先 まで | 所沢市大字下安松字下川原一四 一番一地从り同市大字下安松 字和田横道南一〇四六番三地先 まで | 区 間 |
| 二二・一二〇 三七・七七 | 二二・一二〇 三四・九一 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 六八〇・〇〇 | | 延長 (メートル) |
| 道路改築事業による | | 備考 |

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年二月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

| | |
|-----------------|------------------------|
| 第五号 | 指定番号 |
| 第一項第五号 | 指定に係る道路の種類 |
| 第四十二条 | 指定の年月日 |
| 建築基準法 | 指定に係る道路の位置 |
| 令和二年一月二十七日 | 指定に係る道路の延長 (単位メートル) |
| 五番二十九、三千七百五番三十一 | 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) |
| 九十八・一六 | |
| 五・五〇 | |

告示

埼玉県公営企業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年二月四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

020 新委第 15-1 -2 号 新三郷浄水場浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 履行場所

埼玉県三郷市南蓮沼 地内

(3) 履行期間

契約確定の日から令和 3 年 3 月 26 日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、新三郷浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から、以下のとおり運搬するものである。

ア 運搬先住所： 神奈川県川崎市川崎区浅野町 2936 番 1

イ 運搬予定数量： 7,200 トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程(昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。)第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 30 年埼玉県告示第 857 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県及び神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 21 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1 番地
埼玉県企業局新三郷浄水場総務担当 電話 048-953-6565（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
令和 2 年 3 月 13 日(金)午前 9 時から令和 2 年 3 月 27 日(金)午後 4 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

令和2年3月13日(金)午前9時から令和2年3月27日(金)午後4時まで(必着)。

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

令和2年3月13日(金)午前9時から令和2年3月27日(金)午後4時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 管理本館2階事務室

令和2年3月30日(月)午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号、第2号又は第3号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年2月13日(木)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に持参、郵送又は信書便により提出。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
上記 2（4）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 2 月 13 日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項
本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
また、本件入札とは別に調達する浄水発生土処分（セメント原料化）業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

- a) Place of Departure : Shin-Misato Water Filtration Plant
- b) Destination : 2936-1 Asanocho, Kawasaki-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken
- c) Scheduled Quantity : 7,200 Tons

(2)Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., March 27, 2020(bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m., March 27, 2020)

(3)Contact Information:

General Affairs Division

Shin-Misato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

1 Minamihusunuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028, Japan

Telephone : 048-953-6565

告 示

埼玉県公営企業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年二月四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 業務委託の概要等

(1) 業務委託の名称

020 庄委第 15-1 -2 号 庄和浄水場浄水発生土収集運搬業務委託

(2) 履行場所

埼玉県春日部市新宿新田地内ほか

(3) 履行期間

契約確定の日から令和 3 年 3 月 26 日まで

(4) 業務委託の概要

本業務は、庄和浄水場で発生する浄水発生土を、同浄水場から処分場へ運搬するものである。

ア 運搬先住所： 埼玉県日高市原宿 721

イ 運搬予定数量： 5,900 トン

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額には 1 トン当たりの税抜き単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(6) 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県公営企業財務規程(昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。)第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 30 年埼玉県告示第 857 号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分が「建築物の管理に関する業務」の A 又は B 等級として格付された者のうち、営業品目（大分類）が「廃棄物処理業務」、営業品目（小分類）が「産業廃棄物」に登録された者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 14 条第 1 項の規定による埼玉県の産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に「汚泥」が含まれているものに限る。）を受けていること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず平成 21 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、下水汚泥、下水汚泥焼却灰又は浄水発生土のうち、いずれかの収集運搬業務を履行した実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒344-0113 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地
埼玉県企業局庄和浄水場総務担当 電話 048-746-4411（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合
埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。
 - イ 紙媒体による場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。
- (3) 入札書受付期間
 - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
令和 2 年 3 月 13 日(金)午前 9 時から令和 2 年 3 月 27 日(金)午後 4 時まで。

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

令和2年3月13日(金)午前9時から令和2年3月27日(金)午後4時まで(必着)。

なお、郵送又は信書便によること。

(イ) 持参の場合

令和2年3月13日(金)午前9時から令和2年3月27日(金)午後4時まで。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庄和浄水場 管理本館2階事務室

令和2年3月30日(月)午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程(昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号、以下「財務規程」という。)第123条第2項の規定に該当する場合は免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に1(4)イに定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(10分の1以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号、第2号又は第3号の規定に該当する場合は免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年2月13日(木)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に持参、郵送又は信書便により提出。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法
財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無
無

(8) 競争入札参加資格の付与
上記 2（4）に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 2 年 2 月 13 日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号 電話 048-830-5775（直通））に提出すること。

(9) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項
本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
また、本件入札とは別に調達する浄水発生土処分（セメント原料化）業務委託が契約できないときにおいても、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quality of the Required Service

Collection and Transportation of Sludge produced through the Purification Process

- a) Place of Departure : Showa Water Filtration Plant
- b) Destination : 721 Harajyuku, Hidaka-shi, Saitama-ken
- c) Scheduled Quantity : 5,900 Tons

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 4:00 p.m., March 27, 2020(bidding by registered mail must be received by 4:00 p.m., March 27, 2020)

(3) Contact Information:

General Affairs Division

Showa Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

100 Shinsyukusinden, Kasukabe-shi, Saitama-ken, 344-0113, Japan

Telephone : 048-746-4411

告 示

埼玉県選管告示第九号

令和元年八月二十五日執行の埼玉県知事選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年8月25日執行 埼玉県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

60,500,000 円

- 3 報告書の要旨

| | | | | | |
|---------|-------|------|-----|----|---------------------------|
| 候補者氏名 | 青島 健太 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 7月23日から 第1回分 9月5日まで |
| 出納責任者氏名 | 齊藤 邦明 | | | | |

収入

主たる寄附

| (氏名・団体名) | (職業) | (寄附額) |
|----------------------|------|-------------|
| 自由民主党 | | 2,000,000 円 |
| 大川 修司 | 会社役員 | 100,000 円 |
| 天草 大陸 | 医師 | 500,000 円 |
| 矢澤 研二 | 会社役員 | 50,000 円 |
| 川鍋 大二 | 会社役員 | 50,000 円 |
| 島田 松夫 | 会社役員 | 300,000 円 |
| 秋本 里夫 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 江川 哲生 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 高橋 靖 | 会社役員 | 1,000,000 円 |
| 井上 美津子 | 会社役員 | 1,500,000 円 |
| 井上 功 | 会社役員 | 1,500,000 円 |
| 井上 綱隆 | 会社役員 | 1,500,000 円 |
| 埼玉県宅建政治連盟 | | 300,000 円 |
| 大塚 嘉一 | 弁護士 | 50,000 円 |
| 栗原 啓 | 会社役員 | 50,000 円 |
| 栗原 雄一 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 埼玉県環境産業振興協会埼玉県地区政治連盟 | | 100,000 円 |
| 高橋 和彦 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 古川 美祢子 | 会社役員 | 100,000 円 |
| 新井 重雄 | 会社役員 | 200,000 円 |
| 越谷市薬剤師連盟 | | 30,000 円 |
| 浦和医師連盟 | | 300,000 円 |
| 埼玉県電気工事政治連盟 | | 100,000 円 |
| 小松 秀人 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 佐藤 隆行 | 会社役員 | 100,000 円 |
| 竹之内 康一 | 会社役員 | 100,000 円 |
| 井上 君代 | 会社役員 | 1,500,000 円 |
| 吉田 奉文 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 所沢市医師連盟 | | 300,000 円 |
| 田部井 良 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 柴田 忠 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 埼玉県薬剤師連盟 | | 200,000 円 |
| 武田 敏充 | 会社役員 | 50,000 円 |
| 田口 正孝 | 会社役員 | 30,000 円 |
| その他の寄附 | 48件 | 536,800 円 |

支出

| | |
|--------|-------------|
| 人件費 | 765,000 円 |
| 家屋費 | 4,467,952 円 |
| 選挙事務所費 | 4,446,152 円 |
| 集合会場費 | 21,800 円 |
| 通信費 | 112,803 円 |
| 交通費 | 852,111 円 |
| 印刷費 | 5,643,006 円 |
| 広告費 | 1,986,552 円 |
| 文具費 | 334,631 円 |
| 食糧費 | 771,117 円 |
| 休泊費 | 1,205,615 円 |
| 雑費 | 386,246 円 |

| | | | |
|--------|--------------|-----|--------------|
| その他の収入 | 0 円 | | |
| 今回計 | 12,786,800 円 | 今回計 | 16,525,033 円 |
| 総計 | 12,786,800 円 | 総計 | 16,525,033 円 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|-------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 1,804,820 円 |
| | ビラの作成 | 1,953,000 円 |
| | 計 | 3,757,820 円 |

| | | |
|----------|----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年9月5日 | 第1回報告分 |
|----------|----------|--------|

| | | | | | |
|---------|-------|------|-----|----|----------------------------|
| 候補者氏名 | 大野 元裕 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 6月28日から 第1回分 8月30日まで |
| 出納責任者氏名 | 野木 実 | | | | |

収入

主たる寄附

| (氏名・団体名) | (職業) | (寄附額) |
|----------------|------|--------------|
| 自誓会 | | 100,000 円 |
| 社会民主党埼玉県連合 | | 50,000 円 |
| 木下 達則 | 会社員 | 200,000 円 |
| 牧義夫君を育てる会 | | 50,000 円 |
| 山岡 孝 | 会社役員 | 100,000 円 |
| 谷田川 元 | 議員 | 30,000 円 |
| 立憲民主党埼玉県第五区総支部 | | 100,000 円 |
| 河村 賢治 | 会社役員 | 100,000 円 |
| 岡田 雷太 | 会社役員 | 30,000 円 |
| 峯岸 進 | 学長 | 200,000 円 |
| 山本 純義 | 会社役員 | 50,000 円 |
| 宇野 三花 | 会社役員 | 100,000 円 |
| 国民民主党埼玉県第4区総支部 | | 10,800,000 円 |

支出

| | |
|--------|--------------|
| 人件費 | 1,020,000 円 |
| 家屋費 | 914,950 円 |
| 選挙事務所費 | 739,894 円 |
| 集合会場費 | 175,056 円 |
| 通信費 | 1,234,764 円 |
| 交通費 | 180,768 円 |
| 印刷費 | 3,420,240 円 |
| 広告費 | 5,936,824 円 |
| 文具費 | 143,148 円 |
| 食糧費 | 505,693 円 |
| 休泊費 | 1,327,486 円 |
| 雑費 | 12,396,303 円 |

| | | |
|--------|-----|--------------|
| その他の寄附 | 19件 | 185,000 円 |
| その他の収入 | | 11,564,936 円 |
| 今回計 | | 23,659,936 円 |
| 総計 | | 23,659,936 円 |

| | |
|-----|--------------|
| 今回計 | 27,080,176 円 |
| 総計 | 27,080,176 円 |

| | 項目 | 金額 |
|--------------|---------|-------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 1,590,000 円 |
| | ビラの作成 | 1,830,240 円 |
| | 計 | 3,420,240 円 |

| | | |
|----------|----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年9月6日 | 第1回報告分 |
|----------|----------|--------|

| | | | | | |
|---------|-------|------|-----|----|----------------------------|
| 候補者氏名 | 大野 元裕 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 8月31日から 第2回分 9月18日まで |
| 出納責任者氏名 | 野木 実 | | | | |

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 0 円 |
| 家屋費 | 360,939 円 |
| 選挙事務所費 | 360,939 円 |
| 集合会場費 | 0 円 |
| 通信費 | 0 円 |
| 交通費 | 0 円 |
| 印刷費 | 0 円 |
| 広告費 | 339,868 円 |
| 文具費 | 0 円 |
| 食糧費 | 0 円 |
| 休泊費 | 0 円 |
| 雑費 | 0 円 |

| | |
|--------|--------------|
| その他の収入 | 700,807 円 |
| 今回計 | 700,807 円 |
| 前回計 | 23,659,936 円 |
| 総計 | 24,360,743 円 |

| | |
|-----|--------------|
| 今回計 | 700,807 円 |
| 前回計 | 27,080,176 円 |
| 総計 | 27,780,983 円 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 0 円 |
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | 計 | 0 円 |

| | | |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年9月30日 | 第2回報告分 |
|----------|-----------|--------|

| | | | | | |
|---------|--------|------|-----|----|---------------------------|
| 候補者氏名 | 櫻井 志津江 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 8月8日から 第1回分 8月25日まで |
| 出納責任者氏名 | 櫻井 志津江 | | | | |

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

| | |
|--------|-----|
| 人件費 | 0 円 |
| 家屋費 | 0 円 |
| 選挙事務所費 | 0 円 |
| 集合会場費 | 0 円 |
| 通信費 | 0 円 |
| 交通費 | 0 円 |
| 印刷費 | 0 円 |
| 広告費 | 0 円 |
| 文具費 | 0 円 |
| 食糧費 | 0 円 |
| 休泊費 | 0 円 |
| 雑費 | 0 円 |

今回計 0 円
総計 0 円

今回計 0 円
総計 0 円

| | 項目 | 金額 |
|--------------|---------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 0 円 |
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | 計 | 0 円 |

| | | |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年8月26日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

| | | | | | |
|---------|-------|------|-----|----|---------------------------|
| 候補者氏名 | 武田 信弘 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 7月1日から 第1回分 8月28日まで |
| 出納責任者氏名 | 武田 信弘 | | | | |

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 0 円 |
| 家屋費 | 5,930 円 |
| 選挙事務所費 | 0 円 |
| 集合会場費 | 5,930 円 |
| 通信費 | 0 円 |
| 交通費 | 0 円 |
| 印刷費 | 53,154 円 |
| 広告費 | 343,980 円 |
| 文具費 | 756 円 |
| 食糧費 | 0 円 |
| 休泊費 | 0 円 |
| 雑費 | 593 円 |

| | |
|--------|-----------|
| その他の収入 | 404,413 円 |
| 今回計 | 404,413 円 |
| 総計 | 404,413 円 |

| | |
|-----|-----------|
| 今回計 | 404,413 円 |
| 総計 | 404,413 円 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 0 円 |
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | 計 | 0 円 |

| | | |
|----------|----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年9月9日 | 第1回報告分 |
|----------|----------|--------|

| | | | | | |
|---------|--------|------|-------------|----|---------------------------|
| 候補者氏名 | 濱田 聡 | 所属党派 | NHKから国民を守る党 | 期間 | 8月1日から 第1回分 8月26日まで |
| 出納責任者氏名 | 神谷 幸太郎 | | | | |

収入

主たる寄附

| | | |
|----------|---------|--------|
| (氏名・団体名) | (職業) | (寄附額) |
| 塩田 和久 | 川口市議会議員 | 40,000 |

支出

| | |
|--------|-----------|
| 人件費 | 0 円 |
| 家屋費 | 40,000 円 |
| 選挙事務所費 | 40,000 円 |
| 集合会場費 | 0 円 |
| 通信費 | 0 円 |
| 交通費 | 0 円 |
| 印刷費 | 604,800 円 |
| 広告費 | 0 円 |
| 文具費 | 0 円 |
| 食糧費 | 0 円 |
| 休泊費 | 0 円 |
| 雑費 | 0 円 |

| | |
|--------|-----------|
| その他の収入 | 604,800 円 |
| 今回計 | 644,800 円 |
| 総計 | 644,800 円 |

| | |
|-----|-----------|
| 今回計 | 644,800 円 |
| 総計 | 644,800 円 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | ポスターの作成 | 0 円 |
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | 計 | 0 円 |

| | | |
|----------|----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年9月9日 | 第1回報告分 |
|----------|----------|--------|

告 示

埼玉県選管告示第十号

令和元年十月二十七日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙につき、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を、同法第百九十二条第一項及び第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年二月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年10月27日執行 参議院埼玉県選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

59,250,000 円

- 3 報告書の要旨

| | | | | | |
|---------|--------|------|-----|----|----------------------------|
| 候補者氏名 | 上田 清司 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 9月27日から 第1回分 11月7日まで |
| 出納責任者氏名 | 伊地知 伸久 | | | | |

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
清友会 3,000,000 円

その他の寄附 1件 10,000 円
今回計 3,010,000 円
総計 3,010,000 円

支出

人件費 0 円
家屋費 1,133,722 円
選挙事務所費 1,133,722 円
集合会場費 0 円
通信費 40,098 円
交通費 130,864 円
印刷費 3,984,400 円
広告費 1,288,993 円
文具費 95,559 円
食糧費 309,165 円
休泊費 0 円
雑費 64,677 円

今回計 7,047,478 円
総計 7,047,478 円

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|-----------------------|-------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 502,600 円 |
| | ビラの作成 | 1,681,800 円 |
| | ポスターの作成 | 1,800,000 円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 164,700 円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 207,968 円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 政見放送のための録画等 | 0 円 |
| | 計 | 4,357,068 円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年11月11日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

| | | | | | |
|---------|--------|------|-----|----|------------------------------|
| 候補者氏名 | 上田 清司 | 所属党派 | 無所属 | 期間 | 11月12日から 第2回分 11月21日まで |
| 出納責任者氏名 | 伊地知 伸久 | | | | |

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

| | |
|--------|----------|
| 人件費 | 59,179 円 |
| 家屋費 | 14,770 円 |
| 選挙事務所費 | 14,770 円 |
| 集合会場費 | 0 円 |
| 通信費 | 31,255 円 |
| 交通費 | 0 円 |
| 印刷費 | 0 円 |
| 広告費 | 0 円 |
| 文具費 | 0 円 |
| 食糧費 | 0 円 |
| 休泊費 | 0 円 |
| 雑費 | 0 円 |

| | |
|-----|-------------|
| 今回計 | 0 円 |
| 前回計 | 3,010,000 円 |
| 総計 | 3,010,000 円 |

| | |
|-----|-------------|
| 今回計 | 105,204 円 |
| 前回計 | 7,047,478 円 |
| 総計 | 7,152,682 円 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|-----------------------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0 円 |
| | ビラの作成 | 0 円 |
| | ポスターの作成 | 0 円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 政見放送のための録画等 | 0 円 |
| | 計 | 0 円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年11月26日 | 第2回報告分 |
|----------|------------|--------|

| | | | | | |
|---------|-------|------|-------------|----|-----------------------------|
| 候補者氏名 | 立花 孝志 | 所属党派 | NHKから国民を守る党 | 期間 | 10月5日から 第1回分 11月11日まで |
| 出納責任者氏名 | 立花 孝志 | | | | |

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)

支出

| | |
|--------|-------------|
| 人件費 | 0 円 |
| 家屋費 | 0 円 |
| 選挙事務所費 | 0 円 |
| 集合会場費 | 0 円 |
| 通信費 | 0 円 |
| 交通費 | 0 円 |
| 印刷費 | 3,287,000 円 |
| 広告費 | 0 円 |
| 文具費 | 0 円 |
| 食糧費 | 0 円 |
| 休泊費 | 0 円 |
| 雑費 | 0 円 |

| | |
|--------|-------------|
| その他の収入 | 2,000,000 円 |
| 今回計 | 2,000,000 円 |
| 総計 | 2,000,000 円 |

| | |
|-----|-------------|
| 今回計 | 3,287,000 円 |
| 総計 | 3,287,000 円 |

| | 項 目 | 金 額 |
|--------------|-----------------------|-------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0 円 |
| | ビラの作成 | 1,634,000 円 |
| | ポスターの作成 | 1,008,000 円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0 円 |
| | 政見放送のための録画等 | 0 円 |
| | 計 | 2,642,000 円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年11月11日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|